

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

- 1 日時
令和6年2月29日（木曜日）
午前10時0分開会、午前11時59分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、菊池担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
小野政策企画部長、小野寺副部長兼首席調査監、加藤政策企画課総括課長
 - (2) 総務部
千葉総務部長、村上理事兼副部長兼総務室長、和田参事兼管財課総括課長、内城人事課総括課長、佐藤財政課総括課長、岩間特命参事兼調査担当課長、高橋行政経営推進課総括課長、今野税務課総括課長、藤村総務事務センター所長
 - (3) 復興防災部
佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、浅沼副部長、高橋企画課長
 - (4) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、中村参事兼市町村課総括課長、熱海地域振興室長、渡辺交通政策室長、藤原科学・情報政策室長、大内企画課長、千葉地域企画監兼ふるさと振興監、中嶋地方路線対策監、藤島空港振興課長
 - (5) I L C推進局
箱石 I L C推進局長、佐々木副局長兼事業推進課総括課長
 - (6) 出納局
木村会計管理者兼出納局長、佐藤副局長兼総務課総括課長
 - (7) 人事委員会事務局
山村人事委員会事務局長、及川職員課総括課長
 - (8) 監査委員事務局

藤澤監査委員事務局長、及川監査第一課総括課長

(9) 警察本部

天野警務部長、熊谷警務部参事官兼首席監察官、加藤警務部参事官兼警務課長、
菊地警務部参事兼会計課長、藤林刑事部参事官兼刑事企画課長

(10) 議会事務局

安藤議会事務局次長、米内総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第87号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係

第5項 選挙費

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第2項 県民生活費中 復興防災部関係

第5項 災害救助費

第9款 警察費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第2条第2表中

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第4項 地域振興費

第6項 復興防災費

第9款 警察費

第4条

- イ 議案第94号 令和5年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第95号 令和5年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第107号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- オ 議案第108号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**千葉秀幸委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第87号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税费、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第5項選挙費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費のうち復興防災部関係、第9款警察費、第12款公債費、第13款諸支出金、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費第1項総務管理費、第4項地域振興費、第6項復興防災費、第9款警察費、第4条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤財政課総括課長** 議案第87号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の経済対策として半導体関連産業の人材育成拠点施設の整備や、福祉介護職員等の賃上げ支援など喫緊の課題に対応するための経費を計上しました。

また、県税や交付税等、歳入の最終見込み、歳出額の整理や財政調整基金の法定積立てに要する経費等を計上したものです。

議案（その3）の5ページをごらん願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248億1,054万9,000円を減額し、補正後現計を8,095億1,345万3,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから14ページの第1表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明します。

15ページをごらん願います。第2表繰越明許費補正につきましては、当委員会所管に係るものは、2款総務費のうち1項総務管理費から6項復興防災費まで、23ページの9款警察費でありまして、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて10事業を追加して

おります。

25 ページからの第3表債務負担行為補正につきましては、当委員会所管に係るものはございません。

次に、27 ページをごらん願います。第4表地方債補正の1、追加につきましては、半導体関連人材育成施設整備など3件を追加で発行しようとするものであります。

また、28 ページの2、変更につきましては、厚生福利など7件について起債限度額を変更しようとするものであります。

予算に関する説明書の10 ページをごらん願います。まず、歳入については、1 款県税については、直近の徴収実績を踏まえて、それぞれ増額、減額補正を行うものです。

1 項県民税は2億1,600万円の増。

11 ページ、2 項事業税は4,400万円の増。

12 ページ、3 項地方消費税は18億100万円の減。

13 ページ、4 項不動産取得税は7億8,300万円の増。

14 ページ、6 項ゴルフ場利用税は300万円の減。

15 ページ、7 項軽油引取税は1億2,400万円の増。

16 ページ、8 項自動車税は1億7,200万円の増。

17 ページ、11 項産業廃棄物税は200万円の減。

18 ページ、12 項旧法による税は6,100万円の増となっております。

19 ページ、2 款地方消費税清算金は、全国の税収が見込みを下回ったため21億9,300万円の減となっております。

20 ページ、3 款地方譲与税については、国税の直近の徴収実績を踏まえて、それぞれ増額、減額補正するものです。

1 項特別法人事業譲与税は10億9,700万円の増。

21 ページ、2 項地方揮発油譲与税は1億7,300万円の増。

22 ページ、3 項石油ガス譲与税は500万円の減。

23 ページ、4 項自動車重量譲与税は1,100万円の増。

24 ページ、6 項航空機燃料譲与税は500万円の増となっております。

25 ページ、4 款地方特例交付金は、減収補填特例交付金の増に伴い、2,776万5,000円の増となっております。

26 ページ、5 款地方交付税は、普通交付税の交付実績を踏まえ、62億7,867万8,000円の増となります。

27 ページ、6 款交通安全対策特別交付金は8,048万4,000円の減となっております。

28 ページ、7 款分担金及び負担金については、各種事業の補正や事業費の確定に伴う整理等であります。

まず、1 項分担金は3,039万1,000円の減となっております。

2 項負担金の計は、30 ページのとおり2,875万4,000円の減となっております。

31 ページ、8 款使用料及び手数料については、最終的な収入見込みにより整理を行ったものであります。

1 項使用料の計は、33 ページのとおり 1 億 5,604 万 8,000 円の減となっております。

2 項手数料の計は、37 ページのとおり 3 億 737 万 2,000 円の減となっております。

38 ページ、9 款国庫支出金は、国経済対策分の各種事業の補正や事業費の確定による整理等であります。

1 項国庫負担金の計は、40 ページのとおり 31 億 3,809 万 7,000 円の減となっております。

2 項国庫補助金の計は、53 ページのとおり 214 億 5,079 万 5,000 円の減となっております。

3 項委託金の計は、56 ページのとおり 1 億 6,552 万 8,000 円の減となっております。

57 ページ、10 款財産収入については、財産貸し付けや不動産の売り払い実績による整理等であります。

1 項財産運用収入は 2,011 万 5,000 円の増となっております。

2 項財産売払収入の計は、59 ページのとおり 2 億 8,022 万 7,000 円の減となっております。

60 ページ、11 款寄附金については、いわての学び希望基金への寄附の増などにより 1 億 4,618 万 2,000 円の増となっております。

61 ページ、12 繰入金については、各種繰入金の整理を行うものであります。

1 項特別会計繰入金は 3,704 万 9,000 円の減となっております。

62 ページ、2 項基金繰入金は 16 億 1,700 万 1,000 円の減となっております。

63 ページ、13 款繰越金については、令和 4 年度の決算剰余金の補正であり、98 億 8,663 万 5,000 円の増となっております。

64 ページ、14 款諸収入については、事業費の確定による整理等であります。

1 項延滞金、加算金及び過料等は 1,015 万 1,000 円の減となっております。

65 ページ、2 項預金利子は 30 万 2,000 円の増。

66 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入は 2 万円の減。

67 ページ、4 項貸付金元利収入は 86 億 9,558 万 1,000 円の減となっております。

5 項受託事業収入の計は、69 ページのとおり 1 億 6,138 万 7,000 の減。

70 ページ、6 項収益事業収入は 2 億 29 万 1,000 円の減。

8 項雑入の計は、75 ページのとおり 3 億 4,381 万 6,000 円の増となっております。

76 ページ、15 款県債については、臨時財政対策債の発行可能額の減少などにより、その計は 79 ページのとおり 38 億 3,686 万 6,000 円の減となっております。

令和 5 年度末の県債現在高の見込みについては、237 ページをごらん願います。237 ページの一番右下の欄になりますが、当該年度末現在高見込額は 1 兆 2,013 億 4,704 万 1,000 円となるものでございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。基本的には事業額の確定等に伴う減額補正であり、説明に当たっては増額となっているものを中心に御説明させていただきます。

80 ページをごらん願います。1 款議会費、1 項議会費のうち 2 目事務局費につきましては、職員の退職手当など 1,385 万 3,000 円の増となっており、1 項議会費の計は、81 ページのとおり 2,244 万 3,000 円の減となっております。

82 ページ以降の 2 款総務費のうち 1 項総務管理費、1 目一般管理費であります。職員の退職手当など 930 万 1,000 円の増となっております。

83 ページ、2 目人事管理費であります。こちらも職員の退職手当など 5 億 4,186 万 5,000 円の増となっております。

84 ページ、4 目財政管理費であります。決算剰余金の財政調整基金への法定積立として 133 億 8,829 万 2,000 円の増となっております。

1 項総務管理費の全体の計は、86 ページのとおり 138 億 9,273 万 1,000 円の増となっております。

2 項企画費は、89 ページのとおり 9,575 万 5,000 円の減となっております。

3 項徴税費は、91 ページのとおり 7,492 万 7,000 円の減となっております。

4 項地域振興費は、94 ページのとおり 1 億 5,204 万 9,000 円の減となっております。なお、1 目地域振興総務費から商工建設委員会に付託される事業を除いた 4 項地域振興費の当委員会付託の補正額は 1 億 3,621 万円の減でございます。

95 ページ、5 項選挙費のうち 1 目選挙管理委員会費につきましては、給与改定に伴う人件費等の増により 166 万 7,000 円の増となっており、5 項選挙費の計は 96 ページのとおり 1 億 6,641 万円の減となっております。

6 項復興防災費は、98 ページのとおり 1 億 8,647 万 6,000 円の減となっております。

7 項統計調査費は、100 ページのとおり 638 万 6,000 円の減となっております。

104 ページ、9 項人事委員会費のうち 2 目事務局費につきましては、職員の退職手当など 2,737 万 4,000 円の増となっており、9 項人事委員会費の計は 105 ページのとおり 2,720 万 9,000 円の増となっております。

106 ページ、10 項監査委員費のうち 2 目事務局費につきましては、職員の退職手当など 2,544 万 8,000 円の増となっており、10 項監査委員費の計は 107 ページのとおり 2,402 万 7,000 円の増となっております。

113 ページをごらん願います。3 款民生費、2 項県民生活費のうち 2 目交通安全対策費は 2 万円の減となっております。

続いて、120 ページをごらん願います。5 項災害救助費は 942 万 6,000 円の減となっております。

184 ページをごらん願います。9 款警察費、1 項警察管理費のうち 4 目警察施設費につきましては、花巻警察署の修繕工事に要する経費など 2,341 万 3,000 円の増となっており、

1 項警察管理費の計は 185 ページのとおり 6 億 3,729 万 7,000 円の減となっております。

2 項警察活動費は、188 ページのとおり 7,190 万 2,000 円の減となっております。

214 ページ、12 款公債費は、8 億 7,947 万 5,000 円の減となっております。

215 ページからの 13 款諸支出金の主な内容について御説明申し上げます。

2 項公営企業負担金は、原油価格、物価高騰や新型コロナウイルス感染症に伴う掛かり増し経費の増、県立病院等事業会計への負担金を増額したことにより 47 億 7,911 万 9,000 円の増となっております。

216 ページ以降は、税収の最終見込みを踏まえての整理であり、3 項地方消費税清算金は 19 億 4,953 万 7,000 円の減となっております。

217 ページ、4 項利子割交付金は 670 万 1,000 円の減。

218 ページ、5 項配当割交付金は 2,986 万 2,000 円の増。

219 ページ、6 項株式等譲渡所得割交付金は 1 億 3,501 万 1,000 円の増。

220 ページ、7 項法人事業税交付金は 2,198 万円の増。

221 ページ、8 項地方消費税交付金は 11 億 584 万円の減。

222 ページ、9 項ゴルフ場利用税交付金は 493 万 7,000 円の増。

223 ページ、10 項自動車取得税交付金は 4,126 万 6,000 円の増。

224 ページ、11 項環境性能割交付金は 1 億 185 万 4,000 円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**千葉秀幸委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**岩淵誠委員** 2 月補正ですので、ある程度計数整理的な側面もありますが、政策効果というところも踏まえて質問をさせていただきます。

まず、復興防災費の地震・津波対策緊急強化事業費は、大変有意義な予算立てだったと思っております。ただ一方で、2 月補正での減額の状況を見ますと、なかなか市町村で使われていなかったと思っております。使ったところはどういうところで、使われなかった理由はどうなのか、この辺りをお聞かせください。

○**高橋企画課長** 本年度の地震・津波対策緊急強化事業費補助金でございますが、5 市町村に支給しており、内容につきましては、低体温症対策で例えば防寒アルミシートの購入や防災マップの作成の印刷費用といったソフト事業の、それほど金額が大きくないものが中心でありました。

本年度低調だった理由でございますが、当初予算を編成する令和 5 年 1 月の段階で沿岸市町村に事業概要を説明して、4 月には各沿岸市町村の市町村長を訪問して、活用を促してきたところでございます。一方で、本県最大クラスの津波被害想定を踏まえた減災対策につきましては、県と沿岸 12 市町村が岩手県地震・津波減災対策検討会議を開きまして、昨年 8 月に基本的な考え方を報告書にまとめたところでございます。この検討会議の報告内容を受けまして、沿岸市町村では地域の実情に応じた減災対策の検討を進めているところでございまして、補助金の活用までに至っていないところが実情であり、それが原因の

一つと考えております。

○**岩淵誠委員** 想定が出て、必要性はわかるけれども、なかなか切迫感が出なかったことが正直なところなのかと思います。本会議でも言いましたけれども、やはり能登半島地震があって、孤立集落対策だったり、あるいは避難所が特に寒いときにどうするのかというところで、ツールとして必要になってくるものはまだ出てきて、実際にこの補助金、事業費の中で手当てできるものは多いわけです。逼迫感、切迫感がどうも共有されていなかったのではないかと心配をしております。

ただ、この事業は新年度予算でもきちんと手当てをされていると思いますし、要件を緩和する必要はなく、フルスペックで多分できると思います。今の段階で次年度に対しての市町村への働きかけや、当然県は報告書を整理すると思いますが、事前防災などいろいろなところの事業予算もきちんとないと不十分ですから、そこについて対応が必要だと思うのですが、いかがですか。

○**高橋企画課長** 来年度の補助金の活用でございますが、予算案をつくるに当たって、各市町村にヒアリングを行ってございまして、自主防災関連につきましては避難訓練、実地訓練を実施する必要経費を検討している市町村などある程度予測を立てて事業予算を見積もったところでございます。今後におきましても、担当者等が12市町村を訪問しまして、計画的な補助金の活用について打ち合わせをしながら、活用について促してまいりたいと考えております。

○**岩淵誠委員** 新年度に県も独自に孤立集落の調査をすると明言をいただいています。これは、当然ボリュームがあるものもあれば、そうでないものもあって、この事業が多分自由に使える予算という話になると思うのですが、まさに孤立集落対策は今後の肝の一つでありますから、年度途中で予算をオーバーするというときには、積極的な補正も含めてやるべきだと思いますので、財政課も含めて注文したいと思います。

次に、物価高騰対策の対応についてお伺いします。当委員会においてはLPガスがあるわけですが、19億円余りを措置した中で、残余の額4,000万円程度でありますから、かなり引き合いがあったのだらうと思っております。この辺の分析と、12月に補正予算で措置した分の執行の割合、効果についてどのように分析をされているのかお示しをいただきたいと思っております。

○**高橋企画課長** 上半期分の実績の一般消費者分についてでございますけれども、374事業者に協力いただきまして、LPガスを使用している世帯の全体の97%、35万1,000件余りが支援対象となったところでございます。割引額につきましても、8億9,000万円余の実績があるところでございます。

○**岩淵誠委員** それでは予算書と合わない。予算書上は、LPガス価格高騰対策費が19億円で残額補正が4,000万円ぐらいだから、下期は大体幾らになっているのですか。

○**高橋企画課長** 予算減額につきましては、下期分は計上しておらず、上期分の実績になっております。一般消費者以外に小売等の事業者分もございまして、2,000万円ほどの実

績となっております。

事業実績の比較の部分でございますけれども、全体の事業費の減額分のうち小売事業者分が大部分の減額なのですが、そのほかに委託事業者分の委託費の調整と小売事業者分の実施手数料分がございますので、こちらも含めて4,000万円ぐらい減という形になっております。

○岩淵誠委員 私の聞き方が悪かったと思います。要は、ある程度の予算に対して減額分はかなり規模が小さいから、そういう意味では効果があったと思っていますし、政策である程度こういうところまでは措置されるのだろうというところまでは十分措置されてきたのですねという意味で聞いているのです。

○大畑副部長兼復興危機管理室長 補正後の全体予算額については18億7,000万円余になっております。上半期分につきましては大体9億9,700万円余で、先ほど高橋企画課長から答弁申し上げた一般消費者分、中小企業の工業用の支援分、LPガスの小売業者に交付する支援金を含めており、今回4,400万円余の減額になります。12月補正でも一旦整理をさせていただいており、その後の請求書が来て、来月中には支払えるように今精査を進めているところですので、その見合いと整理をした結果4,400万円程度の減でございます。

それから、12月補正で措置をしました下半期分につきましては、現在実際に値引きを実施中でございます。これにつきましては今回補正をしておりません。大体400社程度の小売業者に御協力をいただく想定で予算を組んでおります。実際400社を若干下回る程度ではございますけれども、多くの事業者の皆様今回下半期の分に御参加をいただいておりますので、上期よりも一般消費者カバー率は高くなると見込んでおります。

○岩淵誠委員 わかりました。財政課に聞きます。LPガスの支援を初め、いろいろ物価高騰対策を県庁としてはやってきて、12月の補正でしっかりやりましたけれども、この2月補正である程度のめどがついて、計数整理を行って、大体の事業ごとに措置率が出てきていると思います。全体として見た場合に、この予算の活用状況についてどうなっているか。それに対して県庁としての評価はどうなっているか、お示しいただきたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 今年度の物価高騰対策は153億円程度でありまして、上期に行った分は、数字は今持ち合わせておりませんが、今LPガスについて出しましたが、執行は順調に進んでいます。下期に関しては、申しわけありませんが、これからというものが結構あり、まだ、繰越しして実施するものもありますので、執行に努めていきたいと思っております。

○岩淵誠委員 私もいろいろ現場を見ていますと、例えば畜産に対しての飼料など大変助かっているとお話を聞くのですが、非常に引き合いの強い、また政策効果もある中で、一般質問でも言いましたが、この財源が国の交付金なのです。これがなくなると本当にきつい話でありまして、これをどうするかというのは、なかなかこの厳しい財源の中で、ほかの県もそうですけれども、一般財源、真水の中で、あるいは財政調整基金を崩してと、厳しい話になります。これは国頼みのところが多いと思うのですけれども、かなり限られてい

る日程ではありますが、国に対して、知事会も含めて再度強力にやっていかないと。全体の株価は高いのだけれども、個人消費、企業業績、特に地方の企業業績は、物価高騰が落ち着いていないですから、下押し圧力に相当なっていると。これがやはり実体経済に近いのだと思います。ここを取り除かないと、さらにまた税収の落ち込み、雇用の維持や賃上げにも影響が出てくると思いますので、きちんとしたロジックでやっていかなければいけないと思うのですが、その辺の政府への対応についてお伺いします。

○小野政策企画部長 本会議でも御答弁申し上げましたけれども、物価高騰につきましては、なおウクライナの件、それからイスラエル、また中東の関係もかなり影響が及んでおりまして、これはまだまだ続くことが見込まれるものでございます。

国全体を挙げて賃上げを力強くやっていこうというところでございますけれども、一方では今岩渕誠委員からお話がありました物価高騰によるかなりのコストの上昇がございまして、これがそのまま賃上げにうまく動いていかないと、日本経済をよくしていく上でもかなり課題が大きいと考えておりますので、全国知事会、北海道東北知事会とも連携いたしまして、タイミングが重要だと思いますが、機動的に要望してまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 これは、本来国会できちんと議論をすべきものだと思うのです。それが全く違う論議になっているし、またそういう原因をつくったところがきちんとした弁明もされていない、また新たないろいろなスキャンダルも出てくるということで、大変残念な思いをしています。

国民生活、県民生活を考えれば、賃上げも大事なのですけれども、コストをどうやって下げていくか。これは政策的にやっていかないと、可処分所得は上がりませんから。ここが一番大事な部分で、実質賃金が22カ月以上下がっているわけですから、ぜひ知事会としても存在感を出していただきたいと思います。

最後に、諸支出金、公営企業負担金についてお伺いいたします。県立病院の負担金は47億円余の増額であります。厳しい過去最大の赤字幅で、大変苦勞しています。その中身については一般質問で私も指摘をしましたので重複を避けさせていただきますけれども、いわゆる公営企業に対しての繰り出し基準というのがあると思います。今回の48億円の支出は、繰り出し基準を見直したものなのか、あるいは特例の中で対応したものなのか、お示しいただきたいと思います。

○佐藤財政課総括課長 今回の48億円の増額の要因としては二つありまして、まずは新型コロナウイルス感染症対応、物価高騰に係る経費は、国の交付金を活用して25億円程度です。それから、岩渕誠委員が先ほどおっしゃいましたルールの見直しの部分では、不採算地区病院に係る経費も20億円弱増額しています。不採算地区病院の繰り出しについては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することで関連補助金が大幅に減額になりますので、新型コロナウイルス感染症のときは特例的に補助金分を収支に入れる算定ルールとしていましたが、従前のコロナ禍前のルールに見直したことによって、不採算地区病

院に係る経費が増額になるものであります。

○岩渕誠委員 今までは新型コロナウイルス感染症の補助金があつて、それを見合いにして、いわゆる真水投入分が5割少しふえていたのですけれども、それを外すと48%ぐらいになるわけです。どんどん基準財政需要額に対しての交付税の充当率が下がっていると。そういう中で、繰り出し基準を元に戻すということは、また負担がふえてくる話だと思います。

参考までにお聞きしますが、48億円の諸支出金を公営企業の負担金にすることで、全体として今年度の県立病院に対する負担額、県民1人当たりの負担額はどの程度の水準になるかお示してください。

○佐藤財政課総括課長 まず、今年度の総額ですが、現計予算で256億円、これは過去最高であります。このうち先ほど申し上げた物価高騰、新型コロナウイルス感染症の費用を除くと230億円弱、コロナ禍前の令和元年度の繰り出しが230億円程度になります。県民1人当たりの負担は、2万円ほどだったと思うのですけれども、後ほどお答えします。

○岩渕誠委員 たしか1人当たりは高校教育のほうが負担率が高く、それよりは低いので、多分1万8,000円ぐらいではないかと思えますけれども。

○佐藤財政課総括課長 岩渕誠委員御指摘のとおりです。県立病院でいくと、令和5年度で1万7,000円程度になります。

○岩渕誠委員 やはり問題は、コロナ禍で減った患者さんが戻ってくるかというところ、それからどうしても掛かり増しになってきている。それに対応するのは診療報酬改定しかないのですけれども、それは劇的に改善をすることはなかなか厳しい診療報酬改定の上げ幅です。

この負担金の問題はどうしていくかということになると、元に戻りますけれども、基準財政需要額に対してやはりきちんとやってもらおうと。それから、運営主体によって交付するかしないかというルールが変わっていると言うのですけれども、コロナ禍を見てわかったように、それは運営主体ではなくて、どこがどういう性格の病院になるか、公的なのかどうかということに対しての補助のあり方をもう一回精査をしないと、それは大変厳しいと思っています。

県立病院と学校に対しての繰り出しや負担は、何としても岩手県が守ってきたところなのだけれども、国の制度がそこに追いついていない前提で言うと、やはり総務省、財務省に対して理解をもらおうということ、それは岩手県単独でやることも必要ですけれども、やはり広範な議論を巻き起こさないと。これから地方で生きるということ、地方で何をやるのか、地方の行政需要は何なのだとこのところに行き着いてくる話なので、これはきちんと対応していただきたいと思いますが、所感があれば伺います。

○佐藤財政課総括課長 所感ということでありますが、岩渕誠委員御指摘のとおりであると思えます。

○岩渕誠委員 もう少し総務部長、お願いします。

○**千葉総務部長** 県立病院でありますけれども、岩渕誠委員からさまざま御指摘をいただいたとおり、これまでも高度医療や救急医療の提供など、医療資源が乏しい本県にあって、非常に大きな社会基盤を提供してきたと認識しております。

今、次期保健医療計画を保健福祉部で策定していますし、来年度においては医療局で県立病院の経営計画、それから保健福祉部では恐らく、またさらにベッドの関係の計画も策定していくのだと思いますけれども、今後さまざま県全体の医療提供体制をどうしていくか、主要な役割をどうやって果たしていくのが非常に重要であります。そういった医療をしっかりと守るという立場で、これまでも県としては総務省といろいろ協議を重ねまして、例えば県立病院間の診療応援が民間だと算定していただけるのに、医療局内だと人事異動でやればいいのかとかなかなか見ていただけなかった。あるいは県立中央病院が三次救急になりましたけれども、そんなに県立で三次救急を持っているところはないだろうということで算定していただけなかった。そういったところを見ていただくことになったところもありますので、今後も本県の実情をしっかりと総務省にお伝えしながら、また医師について、本県の知事が会長になっている知事同盟とも連携しながら、県民の医療を守る取り組みをしっかりとやっていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員** 医療に限らず、高校教育、地方交通対策など、さまざまな面で地方ほどどうするかという問題があつて、単純に、ではそれはやめようという話に岩手県の場合はならない中で、強い財政をつくっていかなければならないと思います。

その中で、財政効率のみではなくて、大本にある基本のところは、国がきちんと出すべきものを今出していないと。中抜きと言っているのか、ピンはねと言っているのかわかりませんが、地方交付税は本当は足りないときには本則においてきちんと充当しなさいと書いてあるのですけれども、一切こんなことはしてないわけです。だから、やはり地方の財政をどうしていくのかは、日本全体の問題としてやっていかないと、我が国が成り立たないという前提を私は認識しておりますので、ぜひ県にも頑張っていたいただきたいと思います。

○**千葉秀幸委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉秀幸委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 94 号令和 5 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第 94 号令和 5 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 48 ページをごらん願います。令和 5 年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 3,409 万 4,000 円を減額し、補正後現計を 1,664 億 1,684 万 3,000 円とするものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の 289 ページをごらん願います。まず、歳入であります。1 款財産収入は 87 万円の減額でございます。

290 ページ、2 款繰入金は、一般会計からの繰入金でありまして 7 億 3,356 万 1,000 円の減額でございます。

291 ページ、4 款繰越金は 33 万 7,000 円の増額でございます。

次に、歳出であります。292 ページ、1 款公債費の補正の主なものは、借入実績に伴う元金利子の補正でありまして、合計 7 億 3,409 万 4,000 円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 95 号令和 5 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副局長兼総務課総括課長 議案第 95 号令和 5 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 51 ページをごらん願います。令和 5 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,616 万 6,000 円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 6,379 万 5,000 円としようとするものでございます。

補正の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の 295 ページをごらん願います。まず、歳入でございますが、1 款証紙収入、1 項証紙収入、1 目県税、2 目使用料及び手数料及び 3 目軽自動車税環境性能割を合わせまして、計 1 億 6,666 万円を減額しようとするものでございます。

296 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金は 8,049 万円余を増額しようとするものでございます。これは、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、297 ページ、歳出でございますが、1 款繰出金、1 項一般会計繰出金は、1 目県税、2 目使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて、計 1 億 3,481 万円余を減額しようとするものでございます。

298 ページ、2 項歳入歳出外現金繰出金は、1 目軽自動車税環境性能割に係る証紙収入を所在市町村に払い込むため、歳入歳出外現金に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて 4,864 万円余を増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 107 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○天野警務部長 議案第 107 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての概要を御説明申し上げます。

議案（その 4）の 9 ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1 の提案の趣旨についてであります。令和 5 年 11 月 4 日、二戸市福田地内の高速道路下り線において、単独物損事故によりタイヤをパンクさせた状態で路肩に停車していた丸栄運送株式会社所有の車両を早期に移動する目的で自動車のタイヤ交換を行った際、ジャッキポイントを誤ったことにより車両を破損させたものであり、このことにより相手方に車両の修理に係る経費の負担を生じさせたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、これ

に伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の額についてであります。車両の修理費用として9万1,663円とするものであります。

3の和解の内容についてであります。当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 単純な質問ですが、高速道路で警察官が職務執行でタイヤ交換をしたと。普通は自動車を持っている人が修理したり、タイヤ交換をするのではないかと思うのですが、そこの辺りの経緯はどうなっているのですか。

○天野警務部長 なぜ警察官が民間車両のタイヤ交換を職務執行中に行わなければならなかったのかでございますけれども、本件事故現場は見通しの悪いカーブ付近であって、当時雨が降っておりまして、また運転者が依頼をしたレッカーも到着まで1時間以上要するとのことから、二次事故の発生危険性があつたため、現場から早期に事故車両を移動させる必要があると判断をして、相手方運転者の了解を得た上で、警察官がタイヤ交換を行って移動させたものであります。

○千葉伝委員 職務執行中の損害賠償だということで、過去にもこういう例があつたのでしょうか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 基本的には自走可能な車両であれば、現場から移動させるのが内部規定で定められておりますけれども、今回の場合は現場の警察官の判断で、先ほど申し上げましたとおり、カーブで、かつ雨も降ってきたので、また二次的な事故が起こる危険性を考えて措置したものです。

過去に同様な事例があつたかどうかについては、通常は警察官が今回のようなみずからジャッキアップ作業をすることはなく、その点、今回まさに不注意で損害を与えてしまった状況になります。レッカー業者の到着を待って、その業者の作業によって移動させることが基本になりますので、自走できない車両があつた場合には、多少時間を要したとしても規定にのっとり措置をすべきだつた事案でございます。

○はぎの幸弘委員 ジャッキアップポイントを誤るといふのは、警察官に限らず自動車学校でも習うことですし、見えなかつたとか、車両が特殊だつたとか、何かそういう事情があつたのか、その辺を確認したいと思います。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 ジャッキアップポイントを誤つたことに関する御質問でございますが、今回の損害を与えてしまった車両はハイエースで、大きめのバンタイプの車両でございますけれども、車底部の中央付近がジャッキアップポイントになっております。一般に小型車などは、右前タイヤのすぐ後ろの運転席ドアのステップ直下の付近が、多くの車両でジャッキアップポイントとなっているものがありますけれども、当該現場で対応した警察官自身の先入観もあり、そこをジャッキアップポイントだと取扱説明書

などをよく確認しないままに当てて、アップしてしまったものでございます。そもそもジャッキアップポイントが車両によって異なるとまで注意が及ばず、そのようになってしまった状況でございます。

○はぎの幸弘委員 ある程度はわかりましたが、これは運送会社の車で、ドライバーもプロです。ドライバーから、ポイントはここだとかいうコミュニケーションはなかったのでしょうか。私もそもそもはドライバーがやるもので、小さな親切大きなお世話ではないですけれども、きちんとドライバーに移動しなさいと指示だけして、交通整理はするにしても、それが本来だと思います。繰り返しになりますが、なぜプロドライバーがやらなかったのか。警察官の判断と先ほど言いましたけれども、過失割合というか、全部警察側が負うのはどうなのかと思うのですけれども、その辺の御協議、判断はどういう形なのでしょう。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 そのジャッキアップ作業に当たっては、運転者みずからがやるべきではなかったかという趣旨の御質問と受けとめました。当時の現場での経緯を確認しておりますけれども、もともと運転手側から移動を依頼されたのではなくて、あくまでも現場の警察官が、このままとめていては二次的な事故の危険性もあるので移動したほうが良いと説得して移動させた経緯がございます。

なおかつ、後続車が突っ込んできたりという危険性もあることも含めまして、その運転者に、路外、車線の外に出てください、警察官が路肩の周辺で作業を行ったということでございます。したがって、運転者と現場の警察官とは距離的に離れてしまい、その中で作業を行ったために、ジャッキアップポイントを運転者から確認するというコミュニケーションが取れずに、このような状況に至ったものでございます。

○はぎの幸弘委員 わかりました。何事もそうですけれども、再発防止策は必要だと思うのですが、車種も豊富にありますし、同じようなケースが今後も起こり得るという想定でいけば、今後の対応についてはどのように検討されているかを聞いて終わります。

○天野警務部長 再発防止策についてであります。本件のような事故車両の暫定移動につきましては、先ほどお答えいたしましたように、規定上、自力走行が可能な場合としております。したがって発生所属においては、自力走行が可能な場合であることにつきまして再度周知徹底を図っているほか、監察課からも本部内各所属及び各警察署に再発防止のための指示を行っております。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第108号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○天野警務部長 議案第108号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての概要を御説明申し上げます。

議案（その4）の10ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案の趣旨についてであります。令和5年11月19日、八幡平市田頭地内の道路で警察官が交通違反の取り締まり中に、〇〇〇〇さん所有の自動車を停車させ、運転者の窓越しに書面への押印を求めた際、持っていた懐中電灯が落下し、相手方車両に接触したことにより車両を破損させたものであり、このことにより相手方に車両についての傷の修理に係る経費の負担を生じさせたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の額についてであります。相手方車両についての傷の修正及び塗装費用として5万8,850円とするものであります。

3の和解の内容についてであります。当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉伝委員 これも素朴な疑問で、懐中電灯が落下して接触させた損害賠償の額が約6万円近くですが、どのような破損の状況だったのでしょうか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 どのような破損状況だったのかという御質問でございますけれども、運転席側ドアに約1センチの傷が1カ所と、約5ミリの傷が2カ所で、ドアと警察官の距離が近かったために、手元から滑り落ちた懐中電灯がドアに接触して、擦過の傷をドアにつけてしまった状況です。

目視での見た目の傷自体は、へこんだり、えぐれたりという状況ではないのですけれども、やはり塗装でございますので、その分だけを塗ることができないという業者の見積りもございまして、その金額になっております。

○はぎの幸弘委員 これも再発防止だと思うのですが、いろいろな部分で、手を塞ぐということはやはりまずいと思うのです。例えば予算の関係もありますけれども、ヘルメットにつけるライトにして手をフリーにするなど、今すぐできなくても、その辺の今後の検討はありますでしょうか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 頭に固定するタイプのライトなどもあれば、そもそも両手が塞がらなくてよいのではないかという質問でございますけれども、基本的に今回の事案も、もう少し注意さえしていれば起きなかったという状況もあります。ヘルメットに取り付けるライトを例えば各警察署用に購入して配分することになりましても、いろいろ限られた予算の中での費用の問題等もございます。まずは、現在のいろいろな日常業務で使用している照明用具や装備品を正しく不注意なく使用することを徹底して、このような事案が再発しないようにしっかりと職員を指導教養することが費用対効果や合理性からいえば適当ではないのかと思います。すぐに物品を購入して配分するかどうかにつきましては、即答はなかなか困難なものだと考えております。

○はぎの幸弘委員 それもわかります。ただ、民間会社だと、何か事故が起きると労働基準監督署が入ってきて是正勧告されます。注意しますでは必ず済まないのです。何かを変えていかないと、労働基準監督署もなかなか納得しない部分があります。おっしゃることもわかります、予算のこともあるでしょう。いずれ注意徹底すると言われればそれまでなのですが、最後に一つだけ確認しますが、これは初めての事案なのでしょうか、過去にはなかったのですか。

○熊谷警務部参事官兼首席監察官 同種の事案が過去にあったかどうかにつきましては、私が現在担当している職務におきましては、過去同様の事例があつて損害賠償請求になったというのは承知しておりません。日常起こり得るものと考えられますけれども、このように現実に損害を与えてしまっている事案については今御説明したとおりでございます。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内愛彦委員 通告をしていますので、端的にお伺いしたいと思います。

政党機関紙の購読勧誘についてですが、勧誘の実態はあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○内城人事課総括課長 政党機関紙の勧誘の実態でございますけれども、昨年 11 月に共

同通信社からアンケートがございまして、各部局に聞き取りをしたところでございます。それによりまして、政党機関紙購入の勧誘があったことを確認しているところでございます。

○**城内愛彦委員** その際、どのような形で勧誘しているのか、具体的実態を詳細に、わかれば説明を願いたいと思います。

○**内城人事課総括課長** その際の調査は、そういった勧誘があったかどうかといった割と大まかな調査でありまして、我々のほうで具体的に、どういった形で具体的に勧誘があったかまでは詰めて調査していないところでございます。

○**城内愛彦委員** わかりました。次に、勧誘または集金、これが勤務時間内に行われているのかをお伺いしたいと思うのですが、その実態を調査した際にその辺まで調べましたか。

○**内城人事課総括課長** 残念ながら、いつ、どういった形で、勤務時間内外問わず行われているかまでは調べていないので、わからない状況でございます。

○**城内愛彦委員** 他県から調査依頼があつて調べたのであれば、なぜそういう調査依頼があつたのかを含めてしっかりと調査するべきではないかと思ひます。ぜひその辺は今後しっかりと調査をしてほしいと思ひます。またもし勧誘であつたり、そういう行為が行われるのであれば、一定の届け出をする必要があつたはずで、庁舎内での物販につながるものだと思うのですが、そういうやり取りはあつたかどうかお伺いしたいと思ひます。

○**和田参事兼管財課総括課長** 県庁舎については、県の事務事業の円滑な運営に資する目的で管理される公有財産であり、多くの県民、関係機関、団体等が来庁して利用する施設でございますので、県庁舎管理規則において庁舎の秩序維持や庁舎の管理上、必要な事項を定めてございます。

物品の移動販売、宣伝、勧誘につきましては、その規則に基づいて移動販売等の内容、場所、時間、従事者等を記載した承認申請書を提出いただいているところでございます。承認に当たっては、県行政の遂行や、職員の福利厚生等の観点から有益と認められる場合に限定しているところございまして、例えば現在は、昼食弁当の販売、軽食の販売、フリーニング、保険の加入などに承認を行っているところでございます。

城内愛彦委員御指摘の政党機関紙に関しては、これらの不特定多数に物品を販売することとは異なつて、購入の対象物が特定されることと、配達、集金も極めて短時間に行われるということでございますので、物品の販売の承認を要しないとこれまでも取り扱ってきており、特段庁舎管理上の支障も生じていないと考えております。

○**城内愛彦委員** そういう答えで果たしていいのかと、アンケート調査をしました。県の幹部職員の方々に答えていただいたのは41名でしたが、その方々が新聞の勧誘に対して、いろいろな意味でストレスを感じる、断ると某県議会議員からどうして買わないのだと、まさにパワハラの的に感じるという答えがありました。それを考えると、庁舎内での一定のルールづくりも含めて、本来であれば、機関紙でありますから、配達や集金は庁舎以外でやるべきだと思うのですが、その辺をしっかりと調査をするべきであつて、そういったこ

とに対する対応というのはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○内城人事課総括課長 ただいま城内愛彦委員からアンケートというか、職員からの声をお聞きになったというお話がございました。当方といたしましては、そういった声は直接確認はできていないところがございますけれども、仮にそうした職員からの苦情が直接我々に寄せられ、それが職員服務上問題がある、支障があるということであれば、適切な服務環境確保の観点から、必要な対応について、我々だけではなくもう一方の当事者であります議会サイドとも相談をしながら、対応を検討してまいりたいと思います。

○城内愛彦委員 政党機関紙の購読勧誘に当たって感じたことでいろいろ回答いただいた中に、議員との関係性を考えると断りにくい、議員の優位性を利用した勧誘だと思う、議員から直接電話があり断りづらい、勧誘するときの猫なで声と質問の叱責とのギャップがある、という話があるわけです。職員の中に、41名の勇気を持ってこのアンケートに答えてくれた方々がいるのですが、それ以外でも多分いるでしょう。それがすごくパワハラ的に感じるということであれば、改善をするべきではないか、調査をして改善をする、それが職員の方々の働き方にもつながると私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○内城人事課総括課長 政党機関紙の購入でありますけれども、あくまでも個人の職員が自主的に判断をした上で購入していることでありまして、業務にかかわらない個人の契約に係る部分について踏み込んで調査をすることについては、慎重に考えていきたいと考えております。

ただ、先ほども御答弁申し上げましたが、仮に職員から本人の意に反して強制されたり、例えば何らかの便宜供与の示唆があったという苦情などが寄せられた場合、我々としても、適切な職務環境を確保をするということから、必要な対応については考えてまいりたいと思います。

○城内愛彦委員 必要だと私は思っています。ぜひ思い切って調査をしていただいて、どうということなのかも含めて適切な……。政党機関紙ですから、別に相対でやる分には問題ないと思うし、とすれば庁舎外でやるべきだろうし、勤務時間内の集金等もあってはいけない。そういうルールをしっかりと明確にできれば、それで好きな方は購読すればいいのであって、そこを否定をするものでも何ものもない。ただ、勧誘に当たって、パワハラ的に感じる職員がいるのも事実であります。そういうことを改善するのも皆さんの仕事ではないか、その辺の調査も含めて改善方してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○内城人事課総括課長 繰り返しにはなるのですが、個人の自由な判断で行われているところもございまして、個人の思想、信条にかかわること等がありますので、明らかに城内愛彦委員が今確認されている支障が本当にあるということで、我々の相談窓口にそういった声が寄せられることがあれば、勤務環境をしっかりと確保する観点から、調査や、先ほどおっしゃったような、どういった場所で行われるべきかといったことも含めてさまざま検討してまいりたいと思います。また、我々だけではなくて、もう一方の当事者であります議会サイドともしっかりとそこは相談してまいりたいと思います。

○**城内愛彦委員** 声を出せない声をどうやって聞き取るか、まさにそこが調査だと思うのです。だからこそパワハラと感じている、見もしないのに買っているという答えが我々の調査にはあるわけで、そういうことを考えると丁寧にやってあげないと、岩手県の職員もなかなか入ってこなくなります。そういうことを含めて調査を1回するべきだと私は思うのですが、総務部長、どうですか。

○**千葉総務部長** 今さまざま城内愛彦委員から御指摘いただいたところは、重く受けとめたいと思います。人事課総括課長からるる申し上げ、現時点ですぐ実施するとはきょうはお答えしかねるのですけれども、職場の環境、サービスの確保をきちんと行いたいというところについては、御指摘のとおり私たちもそう思っております。調査がいいのか、違うやり方がいいのか、いろいろなやり方があるかと思いますが、先ほど人事課総括課長が言ったとおり、しっかり我々も受けとめて検討させていただきたいと思います。

○**城内愛彦委員** 他県の新聞社から問い合わせがあつて、調査も一定行ったということで、他県でも実は事例があるとのことでありますので、しっかりと先進地でどういう対応をしているのかも含めて、また、県内では滝沢市でもいろいろ問題があつたことも鑑みて、職員の皆さんが働きやすい環境をつくってほしいとお願いして終わります。

○**高橋はじめ委員** 私は、政治資金収支報告書及び選挙資金収支報告書に関して何点か確認の意味で質問させていただきます。

国会では、さまざまな調査をしているわけですが、かかわった方の説明を求める会合が持たれており、また一昨日の一般質問の中でも質問の事項で話題となっておりました。私もいろいろな県民からの投書も受けたりして、この収支報告書がどうあればいいかと、これは何も中央だけではなくて、岩手県においてもしっかりと収支報告書の記載なり、法令に基づいて支出されている確認ができればいいかと、そんな思いでお尋ねしたいと思えます。まず後援会及び政治家主催の飲食を伴う会合を行った際に、収支報告書に記載をすることが必要かどうか、これについての認識はどうなのでしょう。

○**中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長）** お尋ねの収支報告書についてでございますけれども、政治資金規正法につきましては政治団体が行う政治活動に係る政治資金収支報告書の作成について、公職選挙法につきましては公職の候補者の選挙運動費用に係る収支報告書の作成について、それぞれ定められております。いずれも法令上は、政治活動あるいは選挙運動に係る全ての支出につきまして、それぞれの収支報告書への記載が義務づけられているところでございます。

○**高橋はじめ委員** 選挙が近くなると、我々でいうと県政報告会、市町村に行きますと市町村それぞれの議員の報告会、定例的な忘年会、新年会に類するもの、交流会を含めた飲食を伴う行事など、県内のあちこちで目にしたり、あるいはそれぞれの方が議会報告書などの活動報告の中にそういう会合があつたとあるのですけれども、それら全て本来は記載すべきところが記載がなされていない。これは、それぞれの政治にかかわる方々の、記載しなければならないという認識がなかったのか、あるいは故意的にやっているのか、そう

いうところの判断だと思いますけれども、私はかなり記載が漏れているのではないかと思っていますが、選挙管理委員会としてどのように受けとめておられるのか、全くただ書類だけの審査なのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） お尋ねの政治資金収支報告書、選挙資金収支報告書ですけれども、いずれの報告書につきましても、選挙管理委員会事務局には、計算誤りや記載漏れなどの形式上の不備の確認を行う形式的な審査権が認められております。実際の実情を調査する権限は与えられておりませんので、不記載かどうかを含めて選挙管理委員会ではわからないということでございます。その点についてはしかるべき機関において判断されるものと考えております。

○高橋はじめ委員 収支報告書に不記載の場合、違法性というのは誰がどう判断するのか、これについての見解を伺いたいのですが。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） 仮に形式上の不備にとどまらない虚偽や違反がある場合につきましては、しかるべき捜査機関において判断されるものと考えておまして、捜査機関において立件、あるいは事案について裁判を求めるといった判断がなされるのではないかと思います。

○高橋はじめ委員 選挙管理委員会としては、捜査権もないということですが、いただいた報告書の数値や記載が間違っていないかと確認されていると思いますけれども、例えば、明らかに違法性が疑われる記載を目にした場合に、捜査機関にこれはちょっとおかしいのではないかと職務上、連絡をするなどの仕組みにはなっていないですか。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） 特に選挙の際に、一般の方からさまざまな電話があつて、例えば看板がおかしいなどの話があつた場合については、警察と情報共有等はしますけれども、今回の政治資金規正法、政治資金収支報告書なり選挙資金収支報告書につきましては、あくまで形式上の審査で、数字あるいは例えば場所などの確認、計数の確認をするということございまして、その実態がどうなっているかを選挙管理委員会では把握できませんので、これが事実なのかどうかをまず把握できない限り、警察等の捜査機関に情報提供することはございません。

○高橋はじめ委員 これは、事例なのですが、選挙資金の収支報告書を県議会議員や知事は県選挙管理委員会に提出し、市町村のところは市町村の選挙管理委員会に提出されますので、県選挙管理委員会での判断はそのままでないかもしれませんが、市町村の選挙管理委員会に届け出のあつた選挙資金についての記載の内容で、少しおかしいのではないかという思いがありました。例えば人件費、家屋費、印刷費、広告費、食料費を全て後援会で支出をし、後援会の名で領収書を発行している選挙資金の収支報告書が出てきている。こういう方法は正しいやり方なのか、認められている範疇に入るのかどうか、その辺のところはいかがですか。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） 選挙資金の収支報告書の関係につきましては、公職選挙法上、後援会も含めて政治団体が選挙運動費用の支出先

になることを制限する規定はございませんので、それについては問題ないかと思います。

○高橋はじめ委員 その際、後援会で中に入って、例えば印刷会社などに支払いして、そこから領収書をもっているのでしょうかけれども、収支報告書に後援会が支出したという場合には、提出した領収書に印紙を貼るべきなのかどうか。後援会が例えば60万円、もろもろ支出をしたという金額だけで、支出した領収書は後援会、候補者の選挙費用としてそれを後援会として受け取った、その受け取ったあかしとして領収書を出した、それを選挙資金収支報告書に添付した、そこには印紙は必要ないですか。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） 基本的には、県の選挙管理委員会といたしましては、法令に定められた様式に記載して収支報告書を提出していただく、それを形式的に審査するというところでございまして、印紙が貼られているかどうかに対して、答弁する立場にはございません。

○高橋はじめ委員 わかりました。今の回答を聞いて、ほとんどどうやってもいい、お金をどこにどれぐらい支出したのか、それが本当に支出したのかどうかもわからない。後援会でまとめて、これこれこれと項目を書いて、総額で50万円の費用を使いましたよと、それを出して、それが選挙資金の収支報告書でオーケーとなれば、例えばいろいろところで、そのお金が中抜きされて、ほかの名目で使われていたとしても、これはわからないということになるのですが、こういうやり方も、選挙管理委員会としてはその書類が出てきて計数が合っていれば、問題ないという認識でよろしいですか。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） それぞれの収支報告書の規定につきましては、もちろん事実に基づいて報告してもらおうというのがその趣旨でございまして。提出された報告書の真実性を担保する仕組みといたしまして、宣誓書の添付が求められています。それが事実でありますという宣誓書が添付されておりますし、仮に虚偽や違法な部分につきましては、それぞれ罰則が定められております。選挙管理委員会といたしましては、その提出された報告書が基本的には宣誓書が出されている事実のものであるという認識のもとでチェックをいたしまして、公表している立場でございまして。

○高橋はじめ委員 会計責任者が宣誓書にサインしていればいいという解釈ですよ。こうした制度の少し曖昧なところが収支報告書の実態ではないかと、今回答を聞いて、そんな思いもいたしておりました。

今回、昨年9月の県議会議員の選挙については、2月末で締めて3月に公表とっていくわけですが、例えば高橋はじめの選挙の収支報告書に、高橋はじめ後援会で100万円支出しました。後援会の領収書を出して、その内訳は、例えばはがきの印刷など項目だけを書いて、実態の業者からいただいた領収書を添付しなくても、それで選挙管理委員会としては受け付けることで事務上は問題ないですか。確認です。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） 先ほども申し上げましたけれども、いずれ政治資金規正法上につきましては、政治活動について正しいものを記載していただくことが前提で、それが担保とされて、こういう制度になっております。政

政治資金規正法につきましては、国民の基本的権利である政治活動の自由を尊重し、本来自由であるべき政治活動に対する行政の関与を最小限にする趣旨で、議員立法で制定されたものでございますので、私どもも形式的な審査を行っているものでございます。

○高橋はじめ委員 わかりました。公営選挙で、例えばポスターの印刷代など、さまざまなものが経費として支出できると。我々としては、公費で選挙費用を賄ってもらえるのは非常に助かるし、ありがたいのですが、その一方で、支出の上限枠が記載になっておりますけれども、印刷会社によっては、同じ枚数でも単価が全然違うということも出てきているのです。それがあまりにも極端であれば、これは何かおかしい問題があるのではないかと指摘する県民もおられます。なぜこの枚数で、Aという印刷会社とBという印刷会社で2倍ぐらい違いが出るのだと、おかしいのではないかと、そんな指摘をする人もおりますが、上限以内に入っていれば問題ないということで、こういったところも公費負担と考えれば、もう少し精査していく必要があるのではないかと私は思っております。

それから、県の選挙管理委員会として、市町村の選挙管理委員会と共通認識を持っていくことも必要ではないかと思えます。その辺の連携のために、例えば定期的な会合や、選挙の前に、意思統一ではないけれども、事務処理の仕方について共通認識を持つといったことはこれまでではやってきたのか、また今後どうするのか、その辺についてはいかがですか。

○中村参事兼市町村課総括課長（選挙管理委員会事務局書記長） 選挙運動費用の関係につきまして、県で管理する今回の知事選や県議会議員選挙の場合につきましては、基本的には報告書等は出納責任者に出していただく形になりますので、説明会を開いて記載方法などについて説明していますし、随時、候補者やその陣営からの問い合わせには対応しております。説明会につきましては、市町村に対してももちろん選挙の都度行っております。その辺の説明については実際行っているところでございます。

○高橋はじめ委員 今の実態等のいろいろな問題点も理解をさせていただきました。

次に、警察本部について何点かお尋ねしたいと思えます。毎年多くの収支報告書が提出となっております。政治資金収支報告書は県の選挙管理委員会、選挙資金収支報告書は市町村選挙管理委員会が提出先でありまして、この提出された報告書について、警察本部として違法性の点検を行っているのかどうか、その辺の状況をお尋ねしたいと思えます。

○藤林刑事部参事官兼刑事企画課長 先ほどから話が出ております収支報告書についてですが、法令によって関係機関に提出されていることは承知しておりますけれども、警察が関与するものではございません。

○高橋はじめ委員 膨大な数がありますから、それを一々やるにはそれなりの期間や人員を配置しなければならないのかと思っております。いずれ収支報告書はそれぞれの法令に従ってということが一つの基準になるのですけれども、その一方で我々国民や県民の認識もありまして、それらとかけ離れた報告書の中身については、公費の部分を含めて随時点検をして、問題があれば見直しをしていく仕組みがあってもいいのではないかと、私は思っ

ております。

政治資金及び選挙資金収支報告書の違法性について、県民からの情報提供並びに進言が出てきた場合に、どのように県警察本部として対応しているのか伺います。

○藤林刑事部参事官兼刑事企画課長 県民から情報提供などがあった場合について、警察とすれば、そこに犯罪があると思料される場合は、法と証拠に基づいて適正に捜査しているところであります。

○高橋はじめ委員 違法性があるのかどうかという判断をする前に、予備的な調書をつくるというか、調査をするのでしょうかけれども、その中で、これは違法性があるので立件していかなければならないという流れになる気がするのですが、そういう認識でよろしいですか。

○藤林刑事部参事官兼刑事企画課長 情報提供を受けた場合の対応や、その手続などについては、捜査の手法に関する部分でありますので、答弁は控えさせていただければと思います。

○高橋はじめ委員 わかりました。いずれいろいろな面で県民から指摘があると、県警察本部の捜査まで至らない事前の調査なのかもしれません、それに対する回答も適時していく必要もあるのではないかと考えています。

また、やはり外部圧力で捜査が中断するとか、捜査に着手しないという判断はあってはならないと思います。もちろん岩手県警察本部はそういうことはないと思いますけれども、往々にして外部から指摘された事件についてはもう手をつけないでほしいとか、そんなことが大分古い過去にあったやにも聞いたりしておりましたので、そこは公正明大に、それぞれ法に基づいて対処していただければと思っています。

○はぎの幸弘委員 広域振興局予算のあり方で、あくまで私見ということで御理解いただきたいと思うのですが、私も10年ほど市役所にいたときに、税務課で地方振興局の県税の皆さんとは親しく情報交換や、一緒に評価チームもさせていただきました。あの当時は密接に県と市町村自治体の職員は情報交換をしながら、仕事、業務を遂行していた記憶がございます。今は、広域振興局も盛岡、県南、沿岸、県北と大きく見直し、再編されていますから、私は遠野市ですが、遠野市の広域振興局でも人数も少なくなっていますけれども、まず岩手県における広域振興局の立ち位置というのはどういうものなのかと聞きたい部分があります。各広域振興局に割り当てられている予算は、私としてはもう少し……。33自治体と密接にかかわっているわけですから、内丸本庁とはまた異なり、各広域振興局の存在価値が各自治体にとっては非常に大きいのではないかとと思うわけです。

そこで、まずはその予算の措置の仕方というか、根拠というか、どういう予算組立てをして今までやってきているのか、広域振興局のあり方をどうお考えなのか、その辺の基本的なところを、私も新人でございますので、レクチャーいただければと思います。

○大内企画課長 広域振興局の予算についてでございます。全国一律の制度に基づく事業や全県的な課題への対応等に係る事業等につきましては、本庁からの予算配分を受けまし

て、各広域振興局が事業を実施しております。これに加えまして、地域の課題やニーズに柔軟に対応できるよう、局長の裁量で支出ができる地域経営推進費を措置しております。広域振興局では地域の特色を踏まえ、きめ細かな事業を展開しております。また、戦略性の高い広域的な課題を解決する先駆的な事業としまして、局長が直接予算要求できる広域振興事業を設けてございます。また、地域で執行する公共事業につきましても、広域振興局で予算要求をしているものでございます。

各広域振興局におきましては、施策の優先度に応じまして、こうした予算等を重点的、効果的に活用しながら、事務の執行に努めていると考えております。

○はぎの幸弘委員 その地域経営推進費が多いのか少ないのかは、人それぞれの個人差もありますからなかなか難しいところではあると思うのですが、いただいた資料で見ますと、県事業、市町村事業、合計で6,000万円弱の不用額が出ていると。これは、なぜこんなに出ているのか。市町村レベルだと不用額を出すとかかなり議会にたたかれますから。不用額はなるべく出さないようにと。これに限らず今回県の予算を見て、かなりの不用額が出ていますから、一体これはどういうことなのかと思っているのですけれども。いずれ地域経営推進費というのは、特にできる限り使い切ることが各自治体にとっても望まれることなのではないか、そのために予算立てしているのではないのかと。それが使われないで戻されているというのはどういう理由なのでしょう。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 地域経営推進費につきましては、地域の課題に応じたきめ細かな事業に対応して数多く実施しているものでございまして、今年度ですと県事業と市町村事業を合わせて大体250事業ぐらいになるのですけれども、そういったたくさんの方々の事業の中の不用額が小規模であっても、全体に占めますと大きな額になってしまうものでございます。いずれにせよ、多額の不用額が生じないように予算管理をしっかり行いながら、有効に、適正な執行に努めていきたいと考えております。

○はぎの幸弘委員 広域振興局長の裁量で執行できる予算もあるというお話でしたが、例年例えば各広域振興局から予算要求がされる中で、そもそも満額回答しているのか、その辺はどうなのでしょう。

○熊谷ふるさと振興部長 一般論といたしまして、予算編成に当たりまして二つの方法がございます。生活費、いわゆる日常の庁舎管理、会場借り上げ、出張する際の経費など、そういう職員が動く経費は本庁の各部局で所管する。例えば福祉、土木といった各広域振興局の部の生活費分について、予算を総務部と折衝いたしまして予算額を固めて、必要額を令達するのがまずあります。

次に、事業費がありまして、市町村や地域にある団体、NPOなどと相談して事業化するといったものを広域振興局で企画いたしまして、本庁に申請し、本庁で検討して、予算を総務部と調整して決めて、決まった額を令達する。

それとは別に、広域振興局長の裁量で自由にできる予算で、先ほど御紹介いたしました地域経営推進費、広域振興事業を措置しているところでありまして、それぞれ個別にいろ

いろな形で予算要求を取りまとめて本庁に来ていて、それが要求どおり満額になっているかどうかは、ケース・バイ・ケースであります。また、これは公共事業も同じなのですが、その年の各地区の重点化する事業になって、そこは手厚く配分するかもしれないけれども、その代わりこっちの地区は申しわけないというのもあると思います。個別の事業について、それが何%ずつついているかというのはわかりかねますが、大まかに言うとそんな形になろうかと思えます。

○はぎの幸弘委員 あちこちと話が行ってしまっ、取りとめのない質問になってしまいました。失礼しました。

地域経営推進費に限ってですけれども、県の総体の予算は年々じりじりと下がっていますが、いずれ7,300億円があったとして、それぞれ盛岡、県南、沿岸、県北の各広域振興局についてもらっている資料を見ると、かなり少ない割合なのではないかなと。各広域振興局裁量で事業ができるような予算組立て、あるいは担当する市町村の要望を吸い上げて審査をして、予算規模的に10%とまではいなくても、もう少し金額があってもいいのかと単純に思ったものですから。4振興局を合わせた地域経営推進費の決算が7,000億円近い中の3億5,000万円というのは、多いのか少ないのかという議論にはなるのですけれども、広域振興局長裁量がもう少しあってもおかしくないのではないかとという基本的な疑問があつての質問なのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。御所見を伺いたいと思います。

○千葉地域企画監兼ふるさと振興監 本年度の予算でいきますと、地域経営推進費は全体で4.5億円支出してございまして、このうち県事業が1.6億円、それから市町村事業が2.9億円です。現下の人口減少問題に重点的に取り組むということで、来年度予算につきましては、いろいろシーリングのある中でございましたけれども、市町村との連携や重点的に支援していく形で、全体としては2,000万円増額した形で提案させていただいているところでございます。

○はぎの幸弘委員 わかりました。いずれ人口減少という問題が、今回の一般質問でも異口同音に出されました。もちろん内丸でも、その解消に向けて取り組んでいると思えますけれども、今後ますます広域振興局の存在が非常に地域にとって大事になってくると思えます。私とすればもう少し思い切った事業ができるようにしてほしい。各自治体それぞれでも実情は違う、それを一番肌で感じてわかっているのが身近な広域振興局ではないかと思えます。もう少し広域振興局の機能をアップすることで、人口減少あるいは経済の活性化、いろいろな部分に効果が現れるようにしたほうがいいのではないかという趣旨でのお話でした。私も令和4年の資料を見て言っていますから、若干でも、ふえているということで、少しは安心しましたけれども、そもそも、私とすれば再編でどんどん広域振興局の人が減っているイメージしかないのです。それと並行して何となく地域がだんだん衰退していくという危惧もありましたので、その辺を今後盛り上げていただければと期待しまして終わります。

○村上秀紀委員 過日9月の定例会中に県庁舎の耐震診断結果をもとに建てかえと改修の複数パターンの試算が示されました。それについては、岩渕誠委員もさまざま建物に対しての御議論があったと思います。また、その試算を踏み台にこれからあり方を検討していくということでしたけれども、県の行政機能や組織体制も並行して議論されることと存じます。また、これからの人口減少、少子化、高齢化、DXの進展などを踏まえまして、今後のハード、ソフトの方向性、スケジュール感を伺えればと存じます。

○内城人事課総括課長 県の職員体制、組織編成についてお答えを申し上げたいと思います。県の組織体制についてであります。まず人口減少というお話も村上秀紀委員からいただきました。県の組織規模につきましては、必ずしも人口が減ったとおりに比例して減るものではないと思いますが、一方で人口減少によりまして全国的に労働力不足が進んでいます。本県においても、技術職を中心に職員の確保、なり手の確保がなかなか難しくなってきました。そういった傾向は今後も続いていくのではないかと考えているところでございます。

また、DXというお話がございました。DXの進展によりまして、業務の一層の効率化が図られるということもございますし、またその場所にとらわれない柔軟な働き方も今後進んでいくのではないかと考えているところでございます。

これらの視点も踏まえまして、いずれ限られた人員体制の中でDXも活用しながら、将来にわたって県民にサービスを提供できるような体制をしっかりと構築していく必要があると考えております。

○和田参事兼管財課総括課長 県庁舎のあり方のスケジュール感というお話がございました。県庁舎のあり方の取りまとめに当たっては、今御紹介がありましたように、デジタル化、働き方改革の進展、行政需要の変化、県の財政見通しなどを踏まえて方向性を判断していく必要があると考えております。それ以外にも、盛岡市の内丸プランとの調整などもございます。そういった庁内外での整理すべき課題が多岐にわたっていることから、来年度管財課に特命課長を配置するとしたところでございます。

スケジュール感的なところ、いつまでに何をするという判断といった具体的な時期については、現時点でお示しすることは、そういった調整もありますので、なかなか難しいのですけれども、いずれ速やかな耐震化への対応はさきの9月議会でもお話ししたとおりでございますので、できるだけ早期にあり方、案を取りまとめたいと考えております。

○村上秀紀委員 当然これは皆さんも一緒だとは思いますが、建物の身の予算よりも一番最初に大事なものは、どうやって県民の方々に寄り添った組織体制、行政サービスをつかって、それに合わせて建物の議論が進んでいくもの、順番はそのとおりでと思います。建物に関しては、例えば行政資産でいえば、これからの長い時間軸もあって、そして広い空間軸があるといった視点のもとに行われ、短期的な存続やにぎわいの視点ではないと思いますし、身の予算に対してもですけれども、イニシャルに対してランニングというのは四、五倍かかってくると思いますので、そこに対してはこれからは複合化、多機

能化、民間との連携移行というの、県庁舎やそれぞれの公共施設に対しては重要になってくるかと思えます。

さきにお話ししたとおり、やはり建物を考えるときには組織体制もあると思えます。DXが進んだからといって人を減らすものでもないと思えます。先ほどはぎの幸弘委員からも、偶然にも同じような質問があったのですが、オンラインに頼るところはオンラインに頼るべきだと思いますけれども、DXだからといって人を減らすべきかというわけではなくて、それぞれの地域の人口減少が進んでいって、だからこそそれぞれの地域にサービス、プラス人を配置していくべきだと思うのです。これから組織を考えていく上で、DXも活用しながら、そういった世の中にこれから何十年と先ある中で、組織の方向性、今後の数十年先の展望が何か県の中であるものであれば伺いたいと思えます。

○内城人事課総括課長 デジタル技術、DXの活用により、場所にとらわれない一定の業務を行うことができる環境が整ってきていることもありまして、県内の各地に分散した形での組織体制も現実的には確かに考えられるところかと思えます。

一方で、人に着目してみた場合でございますが、特に専門技術職などの確保がなかなか難しくなっている点もございまして、専門職を広い県内に満遍なく配置することができるのかどうかといった議論もあろうかと思えます。そういった場合に、一定程度集約を図りながら、DXを活用したサービスを展開していくことも方向性としてあろうかと考えております。

いずれこうした観点から、現場対応があまり多くない、例えば総務系の事務のようなものにつきましては、一定の集約も検討していく必要があるかと思えます。

一方で、現場対応が必要な業務もございまして、そういったものにつきましてはDXの活用や交通網が大分よくなってきていることも踏まえまして、こういった活動エリアがいいのか、こういった拠点配置がいいのかといったことをこれから検討していく必要があるかと思っております。

○村上秀紀委員 例えば国もそうですが、県の全体の政策にしても、それぞれ今人口減少で社会減対策という、みんながまず考えることは、一極集中からそれぞれの地域に、地元への定着を図るという施策も全体を見れば展開されています。先ほどお話ししたとおり、行政サービスと反対に集約していくのは、どんなに人に残ってくれと言ってもやはり人が寄り添っていかないと地域は衰退していくと思えます。学校統合が行われていくと、もともとあった学区の子供たちも減っていくし、それに伴って民俗芸能も衰退していく、いずれやはりそこに人がいないと成り立たない場面は多々あると思えます。

今内城人事課総括課長から伺ったとおりで、確かにそういう事務機能は集約してもいいと思うのですが、現場としていなければならない産業や教育委員会など、とにかくそこに人がいないと成り立たない部局に関しては、ぜひとも広域振興局の機能もそうですけれども、例えば市町村に県の職員を派遣して業務を行う。市町村の業務を行うのではなくて、県の業務を各市町村役所に置いて、常駐して県の仕事をするだけでも、本当に地域

のコミュニケーションも活発になって、それが最終的に人がそれぞれの地域に残っていくきっかけにもなると考えております。ぜひその視点を重点に置いた今後の展望をつくっていただきたいと思っておりますけれども、今のお話を踏まえまして、もう一言御答弁いただければありがたいです。

○内城人事課総括課長 委員がおっしゃるとおり、人口が減少する中、地域の中でも人が減る中でどういった地域振興をしていくべきかと、それに対して県としてどうかかわっていくべきかというのは、非常に重要な課題であると考えております。今御提案がありましたように、県の職員が市町村の役場の中に入って仕事をするとしたこと非常に有意義な効果があることですので、人事交流等は随時行ってはおりますけれども、実際に役場庁舎の中で県が仕事をするスタイルも当然考えられることかと思っております。

いずれ今後我々としても限られたマンパワーの中で、どう拠点を配置し、どう職員を配置していくべきかについては、基礎自治体である市町村との役割分担も踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

○村上秀紀委員 最後に、コロナ禍があって、アナログを補完するという形でデジタルが発達してきたわけですが、当然アナログがいいものは今後もアナログで残すべきでしょうし、デジタルがいいほうはデジタルで進めていくべきでしょうし、当然補完もしていくものになると思っております。また最後に繰り返しになりますが、いずれ人であること、アナログであるべきところは、デジタルが便利かもしれないけれども、アナログによって成り立たせる社会をつくっていただきたいと申し上げまして、私からの意見として終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れさまでございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。